

(別紙2)両省への報告書

提出先：国土交通省 四国地方整備局

平成18年12月20日
四国電力株式会社

水力発電関連施設に係る自主点検結果の報告について

河川法第26条第1項の許可等を得ていない可能性がある工作物については、
以下のとおりである。

また、河川法に基づく報告においてデータ改ざんはありません。

水利願書・図面との相違事項

No	水系名	河川名	発電所	所在都道府県名	河川区域	保全区域	相違事項	備 考	該当法令	所管地整等
1	吉野川水系	第一コノ谷川	松尾川第一	徳島県	○		ゴウロ谷第一溪流取水設備排砂門 申請：木製角落し 実物：鋼製ゲート	平成6年取替	26	四国地方整備局
2	〃	祖谷川	名 頃	〃	○		名頃ダム洪水吐ゲート巻上機 申請：設置なし 実物：プレハブ室設置	平成3年設置	26	〃
3	那賀川水系	藤ヶ内谷川	広 野	〃	○		藤ヶ内溪流取水設備取水口 申請：設置なし 実物：追加スクリーン設置	平成11年設置	26	〃
4	仁淀川水系	高野川	第五黒川	愛媛県	○		高野川取水設備取水口 申請：設置なし 実物：追加スクリーン設置	平成7年設置	26	〃
5	〃	名荷谷川	〃	〃	○		名荷谷川溪流取水設備取水口 申請：設置なし 実物：追加スクリーン設置	平成6年設置	26	〃

以 上